

国際的租税回避スキームについて

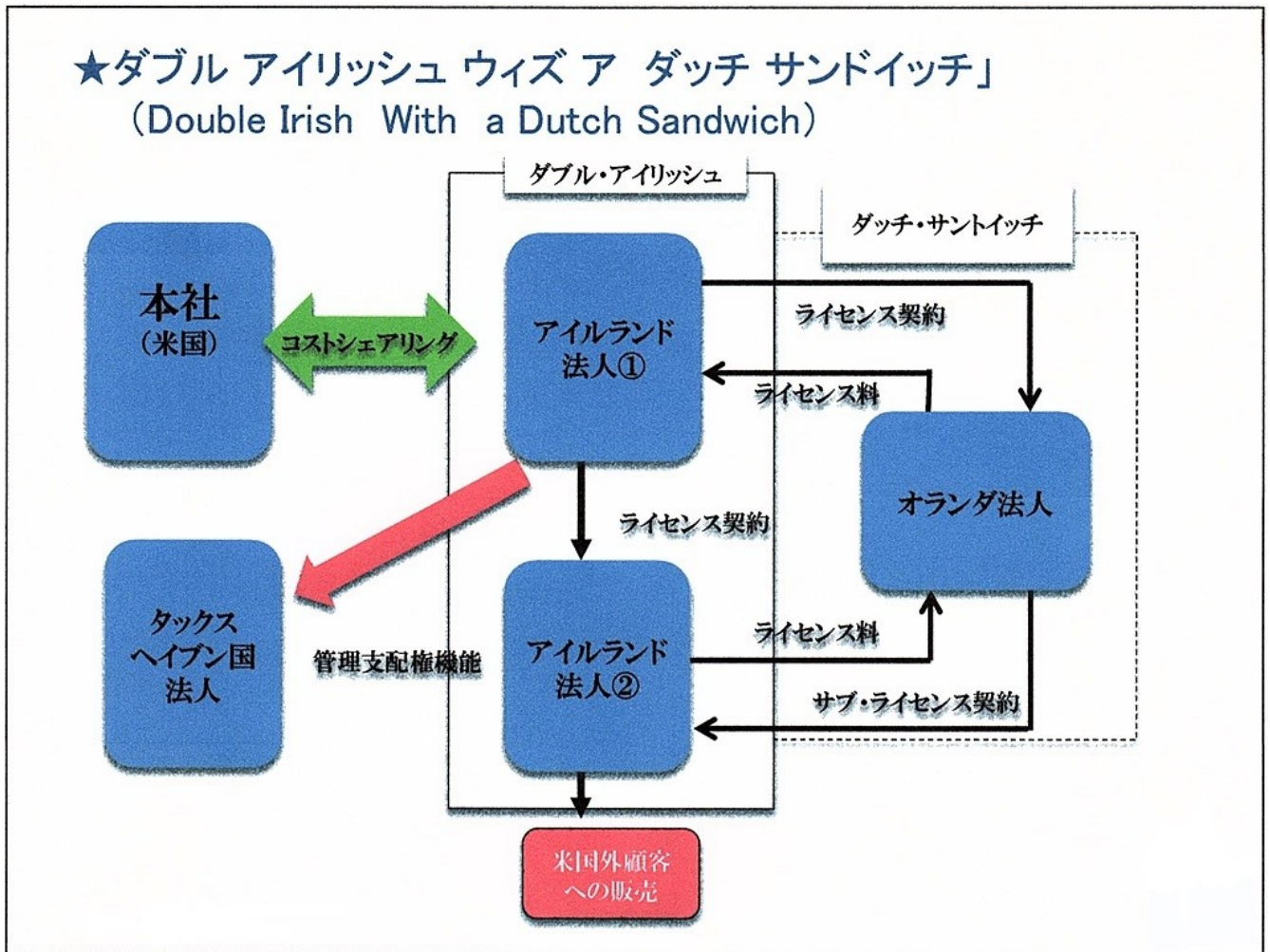
2017年8月25日～26日



国際税務法務研究会第一回全国大会 in 金沢

研究発表者；会 員・税 理 士 赤 坂 俊 次

国際的租税回避スキームの一例(○ーグル や ○ップル の例)



1. 法人税率の低いアイルランドに子会社①を設立し、米国本社が開発する無形資産についてコストシェアリング契約により、費用負担割合に応じた利益をアイルランド法人①に移す。
2. アイルランド法人①の管理機能を、英国領バージン諸島やバミューダ諸島などのタックスヘイブン国の法人に置くことで、アイルランド税法上では非居住者となり法人課税を受けない。
3. 法人①は、本社とのコストシェアリング契約により得た無形資産を所有し、法人②に使用許諾する。
4. 法人②は、無形資産の使用料を米国を除く世界中から受けるが、ライセンス料を法人①に支払った後の所得にのみアイルランドで低率課税される。
5. ただし、法人②から非居住者扱いの法人①へ直接、ライセンス料を支払うと、源泉所得税が課税されるので、間にオランダ法人を挟むと、両国間の租税条約等により源泉税の対象外となる。
6. 実体の無い法人①に蓄積された所得は、米国におけるタックスヘイブン対策課税の対象となり課税される可能性があるため、法人②を Check-the-box(事業形態の選択)という条項を使って、法人①の支店扱いにしておくことにより、法人②に実体のある取引が法人①の取引とみなされ、タックスヘイブン対策課税の適用を免れることが可能となる。
7. オランダ法人も支店扱いにすることにより、米国の税務当局からは、アイルランド法人①以外の取引は見えなくなるという、極めて巧妙な租税回避になっている。